

決算特別委員会記録

1 日 時 令和3年10月27日（水）
 午前10時00分 開会
 午後 3時50分 散会

2 場 所 議場

3 出席委員（23名）

委員長	藤田幸正	副委員長	高塚広義
委員	小野志保	委員	片平恵美
委員	合田晋一郎	委員	白川 誉
委員	伊藤嘉秀	委員	越智克範
委員	井谷幸恵	委員	神野恭多
委員	米谷和之	委員	篠原 茂
委員	河内優子	委員	黒田真徳
委員	田窪秀道	委員	小野辰夫
委員	永易英寿	委員	伊藤謙司
委員	藤原雅彦	委員	大條雅久
委員	藤田豊治	委員	伊藤優子
委員	近藤 司		

4 欠席委員
なし

5 その他出席者

代表監査委員	寺村伸治	監査委員	柿並哲也
監査委員	仙波憲一	監査委員事務局長	山内嘉樹

6 説明のため出席した者

市長	石川勝行	副市長	加藤龍彦
副市長	原 一之		

企画部

企画部長	亀井利行	総括次長（財政課長）	木俣浩毅
総合政策課長	加地和弘	ICT戦略課長	西原 誠
別子銅山文化遺産課長	藤田和久	地方創生推進課長	近藤 淳司

総務部

総務部長	岡田公央	総括次長（市史編さん室長）	和田隆宏
次長（総務課長）	堀 尚子	次長（人事課長）	高橋 聡
管財課長	原 道樹		

福祉部

福祉部長	古川哲久	総括次長（こども保育課長）	伊藤裕敏
次長（地域福祉課長）	久枝庄三	次長（地域包括支援センター所長）	伊達忠幸

次長（国保課長）	近 藤 弘 二	生活福祉課長	伊 藤 博
介護福祉課長	阿 部 広 昭	子育て支援課長	高 畑 孝 智
健康政策課長	石 見 慈	保健センター所長	東 田 寿 重
国保課参事	菅 裕 二	介護福祉課主幹	村 尾 裕

危機管理統括部長

危機管理統括部長 庄 司 誠 一

市民環境部

市民環境部長	原 正 夫	総括次長（地域コミュニティ課長）	長 井 秀 旗
次長（環境政策推進監）	松 木 伸	次長（市民課長）	酒 井 千 幸
次長（環境施設課長）	小 野 隆 典	危機管理課長	高 橋 良 徳
人権擁護課長	青 木 隆 明	男女共同参画課長	中 沢 美由紀
環境保全課長	小 島 篤		

出納室

会計管理者（出納室長） 黒 下 敏 男

議会事務局

議会事務局長	高 橋 利 光	次長（議事課長）	飯 尾 誠 二
--------	---------	----------	---------

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（総務課長） 堀 尚 子

上下水道局

上下水道局長	秋 月 剛	総括次長（企業経営課長）	神 野 賢 二
次長（水道工務課長）	丹 下 輝 彦	下水道建設課長	玉 井 和 彦
下水道建設課参事（下水処理場長）	藤 田 康 弘	水道工務課技幹	清 水 克 徳

7 委員外議員

議 長	山 本 健十郎	副議長	藤 田 誠 一
-----	---------	-----	---------

8 議会事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 利 光	議会事務局次長	飯 尾 誠 二
議事課議事係長	和 田 雄 介	議事課主任	村 上 佳 史

9 付託案件

認定第1号
認定第2号

10 会議の概要

午前 10時00分開会

認定第1号

○神野上下水道局総括次長（企業経営課長）：

説明

○柿並監査委員： 監査意見

認定第1号質疑

【水道事業会計】

○委員（大條雅久） 有収率が前年度対比0.9ポイント減となった要因を教えてください。

また、例えば年利3%以上の借入に関して繰上げ償還や一括返済等は検討されたのでしょうか。

○丹下上下水道局次長（水道工務課長） 令和2年度の有収率が、令和元年度の有収率93.2%から0.9%減となったことについては、前年度に比べ漏水量の増加が主な要因であり、令和2年度は、特に川西給水区の漏水が、前年度より約4割増加したことが影響しています。通常、比較的大きな漏水が発生した場合には、地表面に水が沸き上がることで漏水が発見され、速やかに修繕対応を行っています。令和2年度に川西給水区で比較的大きな漏水が地表面に沸き上がらずに直近の暗渠水路に流れ込んでいたため発見できず、修理までに時間を要した案件があり、そのため前年度より漏水量が増加し、有収率が下がる結果となったと考えています。

なお、このほかにも、漏水調査により判明した給水管、配水管の漏水箇所は、小規模なものも含め、令和元年度は49件でしたが、令和2年度は84件と大幅に増加しており、これらについても、漏水を確認次第、速やかに修繕対応を行っていますが、このことも有収率が下がった一因と考えているところです。有収率は、水道事業経営に大きな影響がありますので、今後引き続き漏水調査を強化するとともに、老朽管の計画的な更新を進め、有収率の向上に努めていきます。

○神野上下水道局総括次長（企業経営課長） 水道事業においては、政府資金と地方公共団体金融機構から借入れを行っています。

金利の高い借入金に関する繰上償還、一括返済については、これまで検討した経過はあり、政府資金と金融機構のいずれも任意の繰上償還を行う

ことは可能ですが、繰上償還に伴って、貸手側に生じる損失を補償金として支払うことが前提となっており、借手である新居浜市にとって、繰上償還のメリットが乏しいことから、現在のところ、繰上償還等は予定していません。

○委員（大條雅久） 有収率については、平成30年から令和元年にかけて0.5ポイント悪化している数字を拝見しましたが、2年連続で悪化しているのでしょうか。それ以前はどのような状況なのでしょうか。

○丹下上下水道局次長（水道工務課長） 有収率については、平成29年度で93.2%、平成30年度で93.7%とここでも有収率が上がりましたが、令和元年度で93.2%、令和2年度で92.3%と減少傾向が若干続いている状況です。

○委員（大條雅久） 2年続けて有収率が低下した原因は、最初の説明と同じ理由ですか。

○丹下上下水道局次長（水道工務課長） 有収率の減少については、漏水が拡大した影響により、有収率が下がっています。

○委員（大條雅久） 今年度の傾向を含めて、改善されているという理解でよろしいですか。

また、企業債の一括返済等については、交渉の余地が全くないのでしょうか。監査役の指摘と同じようなものになります。具体的に対応がどうしようもないものなのでしょうか。

○丹下上下水道局次長（水道工務課長） 今年度の有収率については、漏水調査により、配水管よりも個人の給水管から漏水が増えている状況もあり、給水の漏水調査を優先して行うような形で進めていますので、今年度は有収率が下がることのないように取組を進めているところです。

○神野上下水道局総括次長（企業経営課長） 交渉の余地については、先ほども申し上げましたが、繰上償還した場合、貸手側は、本来、受け取ることのあった利息収入を失うことになる一方で、借手から繰上償還を受けた資金を現在の利率で貸付けすることができます。例えば当時4%の金利だったものが現在0.5%の金利であれば3.5%分の利益を失います。貸手側も当然その利益が得られる前提で事業を行っており、国の貸付けや機構からの借入れについても、現在のところ、補償金という形で貸手側が失う利益を支払うことが前提になっていますので、難しいのではないかと考えています。

【公共下水道事業会計】

○委員（大條雅久） 公共下水の有収率については、先ほどの監査の説明でも触れられていましたが、有収率を悪化させる原因については、どういう要因がありますか。

○玉井下水道建設課長 本市の令和2年度の有収率は74.7%で、全国平均の79.1%に比べ4.4%低くなっています。有収率は、下水処理場の年間処理水量に対する下水道使用料の対象となる水量、いわゆる年間有収水量の割合であります。下水処理場に運ばれる汚水には、家庭から排出される汚水以外に下水管の継ぎ目やマンホール接合部の隙間などから浸入する地下水なども混入しており、過去の実績から、降雨量や地下水位が有収率に大きく影響していると推定されます。

本市の有収率が全国平均を下回る要因については、地域的な特徴として、本市の公共下水道の整備済み区域には、地下水位の高い地区が比較的多いため、地下水等の浸入が他の自治体に比べ多いことが要因であると考えています。

○委員（大條雅久） 上水道の100%が地下水で賄われるという非常に水に恵まれた状況が、逆に公共下水の有収率を下げているという説明でしたが、改善に向けてどういった取組をされていますか。

○玉井下水道建設課長 有収率の向上には、地下水等の浸入を防ぐ対策を取ることが必要です。新居浜市においても、流量計を設置するなど、流量の多い路線を特定する取組を行っていますが、仮設となるため、降雨の有無など気象条件に影響され、十分なデータを収集できないケースも少なくありません。また、調査には、多くの費用を要しますことから、近年は市販のデジタルカメラを用いた安価で簡易な調査方法を試験的に導入し、実施しているところです。

○委員（大條雅久） 引き続きの努力をお願いするとして、企業債についても、例えば郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの借入分において、未償還残高は少なくなっていますが年利5.5%。その次の金利で見ると、4.65%で平成7年3月31日に借入れた分が2,200万円残っています。交渉の余地がないと思って交渉していないのか、交渉を過去したけど、全くどうしようもないのか、トライすべきと思っており、希望を申し添えて終わろうと思えます

が、答弁があればお願いします。

○神野上下水道局総括次長（企業経営課長） これは日本全体で各自治体等が借入れしており、新居浜市だけが特例で認められるというのは非常に難しいと思いますが、交渉する余地はあると思いますので、一度財務省などの借入先に確認したいと思います。

認定第1号要望

なし

認定第1号採決

○委員長（藤田幸正） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤田幸正） 御異議なしと認め、認定第1号は認定すべきものと決しました。

以上で認定第1号の審査は終了いたしました。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

認定第2号

○亀井企画部長：訂正説明

○木俣企画部総括次長（財政課長）：説明

○寺村監査委員：監査意見

認定第2号 第1グループ質疑

【テレワーク・オンライン会議推進事業費】

○委員（神野恭多） 購入したタブレットを活用したテレワークの実績を教えてください。

また、庁外から庁内のサーバーへのアクセスに関するセキュリティー対策はどのようになっていますか。

3点目に、新居浜市として、テレワークを推進していく中で目標値があれば教えてください。

○西原ICT戦略課長 テレワークの実績については、本年2月より業務効率の向上及び緊急時における業務継続性確保などを図るため、職員の勤務形態の一つとして試験的に導入し、新型コロナウイルス感染者への濃厚接触者や感染拡大地域への往来による自宅待機期間の利用を含め、これまで延べ74名がテレワークを実施しています。今後

は、来年3月末まで試行実施を行う予定としています。

また、整備を行ったタブレットは、各課所室でのウェブ会議等に利用しており、テレワークでは専用のノートパソコンを使用しています。

次に、テレワークのセキュリティー対策については、本市のテレワークの仕組みは、持ち出し用のテレワーク専用パソコンからリモート接続し、操作を行う方式となっており、持ち出し用パソコンは、接続した庁舎内のテレワーク専用端末の画面をリモート操作しかできない仕組みとなっていますので、庁内サーバーのデータは、外部へ持ち出しできない仕組みとなっています。

また、使用に当たっては、生体認証及びパスワードにより本人確認を厳格に行うことで、情報漏えい等のセキュリティー対策を実施しています。

次に、テレワークを推進していく中での目標値については、本事業は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、市役所の職場で感染症の蔓延が懸念されるような事態となった場合に備え、職場外の例えば自宅において業務を行える体制を整えるため、テレワーク環境を整備したものです。現在まで、幸いそのような危機に直面したことはありませんが、万一に備え、現在は人事課において、テレワークの試行を行っているところです。いましばらく試行を継続していきますが、市役所の業務は、市民サービスが基本であるため、直接的に市民サービスに従事できないテレワークについて、高い目標値を設定することは困難ではないかと考えています。

○委員（神野恭多） 地方自治体を含め、公務員の方がテレワークを活用するのは、あまり向いているような職種ではないと感じる中で、セキュアな状態にあるのかどうかというところを確かめたかったところです。コロナ対策でこのシステムを導入されたということで、今後働き方改革の一環として、うまく活用していく必要性もあると思います。総合行政ネットワークを活用されているので、全国の地方自治体が同じようなシステムの中にあるとは思いますが、他市の動向を参考にしながら、今後何か進めていかれるような予定はありますか。

○西原 ICT 戦略課長 今後のテレワークの推進については、試行実施を現在している中で、支障がある業務を判断しています。今後は、テレワー

クの一つのメリットである働き方改革の中で出張時のモバイルワークや在宅勤務によるワーク・ライフ・バランスの充実などについても試行期間の間に検討を進めていきたいと考えています。

【公共施設予約システム整備事業費】

○委員（白川誉） システム移行後、市民の皆さんの反応などはいかがでしょうか。課題点などがあれば、改善方法と併せて教えてください。

○西原 ICT 戦略課長 10月7日現在で1,472名の市民の方にシステムを利用いただいています。利用者からは、時間帯を気にせず、いつでも、どこでも予約ができて便利になった、空き状況の確認の際に電話や来場の必要がないため混雑防止にもつながり、利便性も向上したなどの意見をいただいています。

一方、課題点については、高齢者の方が多く、分からない、できないとの苦情も多くなりましたが、操作のサポートを行い、何回か申請していただいているうちに慣れてきたのか、最近ではそういった苦情も少なくなっています。

今後も利用者に分かりやすい丁寧な説明を行っていく必要があると考えています。

○委員（合田晋一郎） 予約システムについて、対象施設はどのように検討され、導入を見合わせた施設はあるのか、お伺いします。

また、システムの追加は容易か、お伺いします。

また、システム導入により、どのような効果を期待しているのか、お伺いします。

○西原 ICT 戦略課長 対象施設の検討と施設の追加については、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、市が管理している施設で予約受付を行っている公共施設について導入を行いました。システムの一律管理ができる施設は、全て網羅できています。

また、施設の追加については、追加する施設の管理方法が異なる場合には、システム改修が必要となります。

今後もシステム化を進めるに当たっては、利用者の利便性を十分に考慮しながら検討を行う必要があると考えています。

次に、システム導入の効果については、システム導入により、オンラインで24時間、いつでも市内公共施設の施設情報や空き状況の確認、施設の予約をすることが可能となり、市民サービスの向

上及び感染症対策などの効果があると考えています。

【離島振興費】

○委員（合田晋一郎） 離島振興についてどのように取り組み、どのような成果を上げてきたのか、お伺いします。

○加地総合政策課長 離島振興費における取組については、離島センター評議員会と愛媛県離島振興協議会への負担金となっており、それぞれ応分の費用負担を行うことにより、離島に関する調査研究、離島間の連絡調整、図書の刊行、配布を通じた情報提供、離島のPR等を行っていただいています。

また、平成25年度から、愛媛県が県内離島地域の活性化に向け、交流人口の増加や移住促進を図るため、例年大阪で実施している愛媛県離島フェアに参加をしており、七福芋やその加工品等、大島の特産品を販売するとともに、大島を紹介するパンフレットの配布やパネル展を行い、大島の魅力をPRしてきました。これまで毎年1,000人から2,000人近くの来場者数があり、大島のPRに一定の効果があったものと考えています。

【笑顔輝くプロジェクト推進費】

○委員（合田晋一郎） コロナ禍でどのように検討されたのか、お伺いします。

○加地総合政策課長 令和2年度の事業実施については、年度当初より8月の開催に向け準備を進めてきましたが、参加者の範囲が全国規模であること、来場者による密閉空間となること、笑いによる密接が生まれることなどを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市としては実施が困難であると判断し、その旨を笑顔甲子園実行委員会に伝え、5月に書面開催された笑顔甲子園実行委員会で開催の中止が決定されました。

また、令和2年度については、コロナ禍において、市民の方が自宅において笑顔、健康で過ごせる場を創出するため、第1回から第9回までの状況をダイジェスト版として編集したものをケーブルテレビ、ユーチューブで放映しました。

【移住相談窓口設置事業費】

○委員（伊藤優子） 令和元年度より100万円減額になっていますが、相談者の推移はどのようになっていますか。

○近藤地方創生推進課長 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、東京、大阪での

移住フェアは予定していた9回分が全て中止となり、オンライン移住フェアに変更となったため、移住フェアに係る旅費が減額となりました。また、情報誌等への広告料についても、令和2年度からシティブランド戦略推進事業費に集約したため、旅費と広告料を合わせて約100万円の減額となっています。

相談件数については、令和元年度が117件、そのうち移住フェアでの相談が84件、令和2年度が69件、そのうち移住フェアでの相談が6件となっており、コロナ禍により現地での移住フェアがオンライン開催となったため、移住フェアでの相談数は大幅に減少していますが、電話やメールでの問合せは、令和元年度の約2倍となっており、移住、田舎暮らしの注目度が高まっていることに加え、コロナ禍による在宅時間の増加が影響しているものと考えており、今後はオンライン等も有効活用しながら、移住者増加に向けて取り組みたいと考えています。

○委員（河内優子） 相談窓口から移住につながった事例はありますか、また、定住につながるように、どのように取り組まれたのか、お伺いします。

○近藤地方創生推進課長 ここ3年の県外の方からの相談件数は、平成30年度が74件、令和元年度が117件、令和2年度が69件となっており、そのうち実際に移住につながった件数は、平成30年度が7名、令和元年度が5名、令和2年度が10名となっています。

移住された方からは、インターネット上の情報だけではなく、移住相談窓口へ相談し、お試し移住を体験したことで、移住後の生活がイメージできたとの声も寄せられており、今後も相談から移住へとつながるよう、相談者のニーズに合わせた細やかな対応を心がけていきます。

次に、新居浜市へ移住された方の定住促進については、新居浜市を知っていただく、魅力を感じていただくための転入者ウエルカムツアーの開催、移住後に住宅を購入する場合の支援として、移住定住応援事業に取り組んでいますが、地元産業の振興に関する取組や子育て支援の充実、教育環境の整備に関する取組など、総合戦略に掲げている施策を着実に推進することが移住から定住につながるものと考えています。

【お試し滞在推進費】

○委員（伊藤優子） 令和元年度は49万5,000円で37人が利用し、令和2年度は39万3,000円で20人が利用されたようですが、何人が移住に至りましたか。

また、事業の継続の有無を検討しましたか。

○近藤地方創生推進課長 令和元年度は、20世帯37名の利用中、4世帯5名の方が移住しており、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、約4か月の貸付期間でありましたが、14世帯20名の利用があり、そのうち8世帯10名の方が移住されています。

実際に移住を体験できるお試し移住は、移住を検討されている方にとって大変有効であると考えており、今後もお試し移住を活用した移住者の増加に取り組んでいきたいと考えています。

次に、事業の継続の有無については、新居浜暮らしを体験することで、本市の魅力を肌で感じ、移住後の生活を具体的にイメージしていただくことが、その後の移住につながっているものと考えることから、現時点において、事業継続の有無については検討していませんが、より移住につながるよう、事業内容や運営方法等を必要に応じて見直しを図っていきたくと考えています。

午前 11時59分休憩



午後 0時58分再開

【シティプロモーション推進費】

○委員（藤原雅彦） まず、マガジン発行部数は幾らで、前年度と比べての増減はどうか。また、コロナ禍であったが、配布部数に影響はありましたか。

次に、コロナ禍で多くの方が在宅勤務やリモート会議など、パソコン等に向き合う時間が増えたと思われる中、ポータルサイト閲覧数は、どうなりましたか。それに関連し、移住、定住の問合せなどはどのような状況でしたか。

○近藤地方創生推進課長 マガジン#ニイハマは、平成30年度に第1号を発刊し、一昨年度に第2号、昨年度は第3号の発刊となっています。若い世代をターゲットとして、首都圏や県内での本市の認知度向上、イメージアップを図ることを目的に制作し、配布を行っており、発刊数は6万5,000部で、配布部数は6万3,000部、残りの2,000部については、窓口や来客用として随時配布しています。

配布方法としては、東京都内のオフィスでの配布が4万5,000部、都営地下鉄駅構内共用ラックでの配布が5,000部、愛媛県内イエロースタンドでの配布が7,500部、東京都内、愛媛県下の店舗、観光施設での配布、取材協力先への贈呈が2,500部、そのほか全国にはま倶楽部、ふるさと定期便等でも配布を行っています。

配布時期については、発刊と同日の10月1日から行っており、緊急事態宣言の影響を受けることなく配布ができたこともあり、駅構内及びイエロースタンドでの配布も順調で、配布部数は、前年と同様となっています。特に、都内オフィスでの配布については、産経リビング新聞社のOLモニター集団City'sプロモーションを通じて、都内のオフィス4,500社に配布しています。

次に、ポータルサイトは、平成30年11月29日からスタートしており、フリーペーパー#ニイハマの発刊との連携により、アクセス数の拡大を図っています。

ポータルサイトの閲覧数については、令和2年度は、一月当たりの閲覧数が4,780件で、昨年度が4,685件であるため、ほぼ変わっていませんが、新規閲覧者については、前年度から約1割増加しています。

なお、フリーペーパーの発刊時には、閲覧数が8,767件と通常月の2倍の数値となっています。

地域については、昨年度同様、愛媛県内からの閲覧者が多くを占めており、全体の28.4%、続いて大阪が15.9%、東京が13.6%の順で閲覧者が多くなっています。

また、新規閲覧者、既存閲覧者共に昨年度に比べお試し移住ページへのアクセスが増えており、コロナ禍で在宅時間が増加したことで、移住に興味を持つ方からの閲覧が増えたのではないかと考えています。

次に、移住、定住の相談件数については、令和2年度1年間で69件となっており、コロナ禍により、大都市圏での移住フェアが全て中止となったため、昨年度から48件減少していますが、昨年度は移住フェアでの相談がほとんどを占めており、移住フェア以外の相談件数は、前年度から倍増しています。ほとんどの方が、ポータルサイトを御覧になってからお問合せいただいております。コロナ禍による在宅時間の増加が影響しているものと考えています。

移住者については、令和元年度、年間49名だったものが、令和2年度は116名に倍増となっており、少しずつではありますが、プロモーションの効果が出ているものと考えています。

【スマートシティ推進事業費】

○委員（伊藤嘉秀） プラットフォームを利用して行える運用内容と利用者数を教えてください。

○加地総合政策課長 プラットフォームを利用して行える運用内容については、現在プラットフォームに降雨量や河川の水位、あかがねポイントの利用実績などを蓄積しています。河川の水位や降雨量は、地図上に可視化し、河川の画像も閲覧可能としたダッシュボードを構築しており、令和2年度の閲覧回数が11万4,000回となっています。

また、プラットフォーム内に収集しているデータについては、加工可能な形式でのダウンロードが可能となっており、データがある程度蓄積されましたら、今後提供していきたいと考えており、民間企業が、それらのデータをアプリ開発や新たなサービスの提供に活用することが期待されています。

今後は、さらにスマートシティ推進協議会の会員である企業の有している提供可能なデータなども蓄積して、活用の幅を広げていきたいと考えています。

【地域ポイント制度運営事業費】

○委員（神野恭多） 事業費の内訳と本事業による実績並びにその効果をどのように考えられていますか。

次に、協力事業者の確保や利用促進についての本市のお考えを教えてください。

最後に、利用者や協力店舗の方の意向調査は行いましたか。

○加地総合政策課長 まず、事業費の内訳については、地域ポイントの運営委託料が2,970万円、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策等のポイント発行負担金が約4,404万円となっています。

次に、本事業による実績並びにそれによる効果についてですが、実績については、令和2年度ポイント発行数が約7,000万ポイントで、現在の加盟店が170店舗以上、ユーザー数が約1万2,000人を超えています。

効果については、あかがねポイントに係る消費が約3億4,500万円以上につながっています。

次に、協力事業者の確保や利用促進についての本市の考え方については、これまでイベントで実施していたチャージを常時実施できるようにするなど、利用者、加盟店舗と共に使い勝手をよくすることで、利用者と協力事業者の確保を図っていききたいと考えています。

また、単にお得なポイント、顧客確保のための事業ではなく、新居浜市をよりよくする、環境や福祉、ボランティアなど、SDGsにも資するといったコンセプトで加盟店、ユーザー双方があかがねポイントに参加することに意義を感じてもらいながら利用促進を図っていききたいと思っています。

最後に、利用者や協力店の方の意向調査についてですが、利用者に対しては、令和2年9月に市政モニターアンケートを実施し、約7割の方があかがねポイントをもらえることで市の事業に参加するきっかけとなる、またあかがねポイントをもっと多くの方に利用していただくためには、加盟店やポイント付与事業を増やすことが必要といった意見をいただきました。

協力店舗については、アンケートは実施していませんが、ポイントについての連絡時等に個別で意見を伺っており、チャージができるようにしてほしいやキャンペーンにより今までの顧客とは違った層のお客さんが来るようになったといった意見をいただいています。

○委員（神野恭多） 地域ポイント制度は、いろんな自治体で取り組まれている事業だと思います。新居浜市でも全国的に話題になる前から、ボランティアポイントや健康ポイントなどのポイントを統一化しようと進められていたと思いますが、本来の目的であるそのあたりの現状はどのようになっていますか。

○加地総合政策課長 環境ポイントと健康ポイントについては当初からしていましたが、今年度はボランティアポイントやウエルカムポイントなども加えて、約600万円分のポイントを準備しています。

○委員（神野恭多） 私自身は170店舗が決して多いようには感じません。最終的に自治体の負担がない仕組みづくりというところに持って行く必要があると考えますが、どのような未来像を描かれていますか。

○加地総合政策課長 自治体の負担をなくするため

には、まずは利用者を増やしていく、そのためには加盟店も増えなければいけないため、まずは当初の目標である250店舗を目指したいと考えています。

○委員（神野恭多） ある程度期限を決めた上で250店舗という設定をしていただきたいと思う中で、このまま伸び悩むのであれば、例えばPay Payなどの一般的に流通しているものへの移行ということは考えられていないのでしょうか。

○加地総合政策課長 まずは250店舗を目指して、自走する形に持っていきたいと考えています。現在、Pay Pay等のほかの電子マネー等への移行は考えていません。

【産業遺産群PR冊子作成事業費】

○委員（米谷和之） 事業の実績と成果の検証について伺います。

○藤田別子銅山文化遺産課長 るるぶ特別版の作成に当たり、当初から観光部局、産業遺産関係先と連携した取組を行いました。観光ルートやグルメ情報を掲載することで、産業遺産関係先だけではなく、幅広い読者層にも親しみやすいよう誌面の工夫を行いました。

成果品3万5,000部の主な配布先は、全国にはま倶楽部会員、ふるさと定期便、住友関係をはじめJR四国管内主要駅、中四国の道の駅、松山空港、ホテル、東京の香川・愛媛せとうち旬彩館などです。

成果の検証としては、コロナウイルスの影響もあり、令和2年度の別子銅山関連施設の入り込み客数も令和元年度と比較して大幅に減少している状況ですが、るるぶを見たという県外、市外からの問合せも受けているほか、各方面から好評の声もいただいております。また、市ホームページからるるぶPDF版をダウンロードできるようにしていますが、令和3年1月から3月までの3か月間で1,357件のアクセス数があり、ホームページからも閲覧いただきました。引き続き、入り込み客数、県外観光客について注視していきたいと考えています。

○委員（米谷和之） 去年4月の非常事態宣言以降、一時Go Toトラベルもありましたが、観光産業は、非常に厳しい状況が1年続いたわけです。この事業は、去年どうしてもやらないといけなかったのか、1年延期する考えはなかったのですか。

また、この冊子の効果については、例えば雑誌の隅を切り取って持っていけば割引になるとかQRコードからサービスが受けられるなどというように形で、冊子そのものがどれぐらい役に立ったのかを検証する方法がたくさんあると思います。また、出版社においても、雑誌を出したことによる効果を検証しており、来年度もぜひ同じようなものを作ってもらえませんかというふうに出発社からも働きかけてくるのですが、そのようなものはなかったのでしょうか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 今年度は、新居浜の特別編集版がとじられているるるぶ四国が全国で11万6,000部発売されています。このようなものは一過性ではいけないため、引き続き観光客呼び込みのバックアップとなるよう、情報発信、PRに努めてまいります。

また、QRコードなどについては、今後の検討課題としてまいります。

次に、1年延期できなかったのかについては、準備もしており、どうしても延期できないということで作りました。

○委員（米谷和之） 延期できなかった理由は、庁内の理由ですか、それとも出版社等との関係ですか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 るるぶの会社との契約の関係で、延期できなかったということです。

【地域おこし企業人プログラム活用推進事業費】

○委員（白川誉） 本事業の最終目標と具体的な日常業務フローと指揮命令、権限について教えてください。

次に、従来の地域おこし協力隊事業と比べて、企業人活用によってもたらされた効果について教えてください。

最後に、地域おこし企業人の方へのサポートはどのように行っていますか。

○加地総合政策課長 本事業の最終目標については、デジタル化や新技術の活用による行政改革や市民サービスの向上を実現させることとしており、これまで職員のデジタルトランスフォーメーションに向けた研修や地方創生インターンシップの実施、スマートシティモデル事業への企画提案と採択後の事業の実施、高齢者向けスマホ教室や唾液PCR検査によるスクリーニングの紹介などを実施しています。

具体的な日常業務フローとしては、市職員と同様、登庁後、先ほど申し上げた事業等の実施に向け、必要な事務を行うとともに、各課への業務提案や相談等を行っているところです。

指揮命令系統、権限については、企業人は月の半分をソフトバンク株式会社の社員として従事、残りの半分の市職員としており、ソフトバンクとして従事する場合はソフトバンクの指揮命令系統と権限、市の職員としての業務に当たる場合は、他の職員同様、総合政策課の職員としての指揮命令系統と権限となっています。

従来の地域おこし協力隊と比べ企業人によってもたらされた効果については、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等が進む地域に他地域から人材を受け入れ、地域協力活動を行いながら、定住を図る取組ですが、地域おこし企業人については、民間企業のノウハウや外部の視点、民間の経営感覚など、まちづくりや地域課題解決、地域の活性化に生かすことを目的としており、新しい技術の導入、デジタル化推進のため職員研修を通じた人材育成など、専門知識、関連事業者とのつながりを生かした事業の実施という面で効果があるものと考えています。

最後に、地域おこし企業人へのサポートについては、地域おこし企業人がスムーズに事業提案、事業実施が可能となるよう、総合政策課のスマートシティー担当職員が、地域おこし企業人とともにICT戦略課をはじめとする関係各課、また事業を進めていく上で関係する団体等との折衝、連絡調整などを行っているところです。

【財政調整基金積立金】

○委員（藤田豊治） まず、1点目は、最近3年間の財政調整基金積立金の推移はどうですか。

2点目は、令和2年度の財政調整基金積立金は、何に用途されましたか。

3点目は、財政調整基金積立金の適正金額は、市としてどのくらいを設定されていますか。

4点目は、その適正金額に対して、どのような対応をされようとしていますか。

○木俣企画部総括次長（財政課長） まず、財政調整基金積立金の最近3年間の決算額については、平成30年度が6億906万8,000円、令和元年度が5億5,857万9,000円、令和2年度が6億387万3,000円となっています。

次に、財政調整基金積立金の用途ですが、財政

調整基金からの繰入金については、一般財源であるため、特定の用途はありません。

次に、財政調整基金積立金の適正額については、明確な指標は示されておらず、各自治体で独自に設定しているのが現状です。国が平成29年度に行った調査によると、財政調整基金積立金の考え方として、標準財政規模の一定割合というものや過去の災害等の取崩し実績から必要とされる額などの回答が多く、さらに標準財政規模の一定割合と回答した団体のうち、20%以下に設定している団体が、市町村では82.2%、都道府県では100%となっているなど、ほとんどの団体が標準財政規模の20%以下であるという現状にあります。

これを本市に当てはめると、本市の標準財政規模は約270億円ですので、その10%で約27億円、また平成16年災害時における取崩し額なども参考に、現在30億円の残高を確保することを目標としています。

最後に、適正な積立額に対してどのような対応をするのかという点ですが、令和2年度末の財政調整基金残高は、約22億6,000万円となっており、目標額の30億円を下回っているのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症対策などで予算措置をしたことにより、令和3年度の現時点での財政調整基金からの繰入額は、既に11億9,000万円を超えており、今後も想定される予算補正を考えると、今年度末には残高が10億円を割り込むことが危惧されます。今後の災害対策を見据えた上でも、目標額の確保に努めることは非常に重要であると考えており、目標基金残高を確保するため、事業の見直しによる歳出削減にさらに努めるとともに、歳入についても経済活動の回復による市税収入の確保をはじめ、国、県の補助金や地方財政措置の有利な地方債を活用するとともに、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税など、様々な財源の確保に努めていきたいと考えています。

【訴訟費】

○委員（伊藤謙司） 顧問弁護士の人数、年間の依頼件数、顧問弁護士との契約内容を教えてください。

○堀総務部次長（総務課長） まず、令和2年度に顧問弁護士として委嘱した人数は1名です。

次に、令和2年度の相談件数は37件でした。

次に、顧問弁護士に依頼する内容については、新居浜市の行政執行に当たり、法的な見解の提示や問題点の抽出及び適切な処理方法について助言、指導等を行うことをお願いしています。

○委員（伊藤謙司） 弁護士は1人だけということですが、得意、不得意な部門があると思うので、複数の弁護士さんをお願いする考えはないのでしょうか。

○堀総務部次長（総務課長） 令和2年度までは1名の弁護士を委嘱していましたが、今年度からは2名の弁護士に委嘱しています。

【財産管理費】

○委員（大條雅久） 公用財産管理のどのような内容の経費でしょうか。

また、財源の内訳ごとに使途項目を御説明ください。一番のポイントとしては、25ページにある借地料支払状況の借地料とこれを貸付けている収入との比較などもお答えいただければと思います。

○原管財課長 財産管理費の主な経費としては、管財課にて管理している普通財産の除草及び伐採費として約580万円、道路等の補修費として約460万円、借地料として約260万円、そのほか委員報酬、消耗品費等となっています。

次に、財源の内訳として、使用料については、行政財産に設置している電柱使用料及び行政財産の使用料であり、財産収入については、普通財産を貸付けている自治会館敷地並びに繁本住宅敷地等の貸付料です。残りを一般財源により財産管理費が賄われています。

次に、借地料の発生している旧繁本住宅、旧新田引揚者住宅、旧磯浦引揚者住宅の3件の借地料の合計が224万6,365円、うち利用者負担分が149万3,815円となっています。残りの市負担分として、繁本住宅が29万3,266円、磯浦住宅が27万1,367円、新田住宅が18万7,917円の合計75万2,550円となっています。

○委員（大條雅久） 旧繁本住宅、旧磯浦引揚者住宅、旧新田引揚者住宅を一般財源から補填をしなければいけなくなっている点の解決策などについてはどのような検討をされていますか。

○原管財課長 旧磯浦引揚者住宅及び旧新田引揚者住宅については、もともと一筆の土地の一部を借りていますが、土地所有者の承認も得ずに建物を売却しているという経過もあり、解決のために

は、一括して更地に戻してからお返ししたいと考えています。共有部分の道路についても、住宅の利用者からは負担をいただいていませんが、利用者に負担を求める場合に利用者以外の方の通行の妨げになることが予測されているため、現時点では特に有効な解決方法はないと考えています。

○委員（大條雅久） 今の答弁は、顧問弁護士の回答と同様ですか。相談をされたことはありますか。

○原管財課長 平成の話にはなりますが、旧新田引揚者住宅や旧磯浦引揚者住宅について、返還された土地を部分的にお返しできないだろうかという相談をしたことがあり、通常、土地所有者に理解を求めて返していただいたところだけを部分的に返すという交渉は可能であるが、今回のケースについては、土地所有者の承諾もなく建物を売却してしまったことから、交渉が難航されるだろうという回答をいただいています。

【会計管理費】

○委員（大條雅久） 出納決算事務のどのような内容の経費ですか。また、項目や内容ごとの金額内訳をお示しください。2点目については、800万円というきれいな金額だったので気になって事前にお聞きし、たまたま端数が表示できない金額だったということはお聞きしましたので、内容について説明いただきたいと思います。

○黒下会計管理者（出納室長） 出納決算事務の内容については、支払い証憑の審査及び整理等に係る職員の時間外手当、審査等の事務に関する書籍等の消耗品費、決算書等の印刷製本費、市税等の銀行窓口並びに口座振替収納等の手数料、公金盗難等に対する全国市長会公金総合保険、口座振替収納業務並びに市が支払う公共料金、電気、上下水道、電話代の口座自動振替システム導入委託料などです。

項目や内容ごとの金額内訳については、職員手当として、審査支払い等の事務に関する時間外手当が247万9,297円、需用費として消耗品費が9万284円、印刷製本費65万980円の合計74万1,264円、役務費として市税等の銀行等窓口収納手数料が41万2,850円、口座振替収納手数料が153万160円、公共料金の口座振替明細サービス取扱手数料が16万1,826円、金庫の調整手数料22万円、公金等の盗難保険料が23万2,926円の役務費の合計が255万7,762円、委託料として口座振替収

納業務統括店への委託料が66万円、それから公共料金口座自動振替システム導入委託料が156万2,000円の委託料合計222万2,000円です。

午後 1時37分休憩



午後 1時39分再開

認定第2号 第2グループ質疑

【民生児童委員費】

○委員（米谷和之） 避難行動要支援者名簿は、民生委員が主体的になって作成されていると伺っていますが、その活動実績について、お尋ねします。

また、避難行動要支援者への働きかけは、本来の民生児童委員の仕事からちょっと外れるのではないかという気がします、その活動の位置づけについて、例えば危機管理課とはどのようなすり合わせをされているのかお尋ねします。

○久枝福祉部次長（地域福祉課長） まず、避難行動要支援者名簿については、災害時等において、要支援者の適切な避難誘導、安否確認等を行うため、本市地域防災計画に基づき、市民環境部と福祉部の連携の下、作成しています。名簿の作成に必要な調査については、危機管理課から直接民生児童委員の皆様に協力依頼が毎年あり、新たに調査対象となった方や転居された方を個別訪問していただいています。昨年度の実績で、新規調査対象者が1,174人、転居者が102人の計1,276人について令和3年1月から3月にかけて各担当地区の対象者を個別訪問の上、自力避難ができるか、要支援者として登録するか否か等の聞き取り及び台帳登録希望者の台帳回収等をお願いしています。また、担当地区の要支援者の登録情報に変更があった場合にも、随時報告をいただいています。

次に、避難行動要支援者名簿作成等の活動の位置づけについては、民生児童委員が国に提出している活動報告の中では、活動内容区分のその他の活動件数に含まれる調査・実態把握に含めて報告をされています。民生児童委員の活動の中でしていただいているもので、危機管理課から直接の依頼ではありませんが、市民環境部と福祉部との連携により、これからも地域の防災活動に協力をお願いしていきたいと考えています。

【生活困窮者自立支援事業費】

○副委員長（高塚広義） 1点目、事業費が前年度と比較して約1,600万円増加している理由を教えてください。

2点目、コロナ禍で相談者は増加したのか、また相談者の年代別はどのようになっているのか、お伺いします。

また、自立相談支援センターへ訪れたきっかけについてお伺いします。

3点目、相談内容と解決した件数と継続の件数についてお伺いします。

4点目、生活保護に移行したケースはどうか、一方、就労につながったケースはあったのか、お伺いします。

5点目、相談体制についてどのように検証されているのか、お伺いします。

○伊藤生活福祉課長 事業費の増加の理由としては、前年度に実績がなかった住宅確保給付金事業の申請によるものです。

次に、自立相談支援センターでの新規相談件数は、令和元年度が326件であったものが、令和2年度には1,275件と大幅に増加しています。年齢別では40代が24.9%、次いで50代が20.3%、30代が18.5%となっています。

また、自立相談支援センターに訪れたきっかけについては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策について、市のホームページや市政だより等で周知したこともあり、来所、電話、メールにより本人自らが連絡、市、民生委員、見守り推進員、医療機関等の関係機関からの紹介、家族、知人からの連絡等が来所のきっかけとなっています。

次に、相談内容の多いものから順に、収入、生活費に関するものが1,216件、仕事上の不安が1,088件、仕事探し、就職が183件、家賃、ローンの支払いが179件、病気や健康、障害が158件、以下税金や公共料金、子育て、住まい、債務、家族関係、地域との関係等になっています。

また、新規相談者1,275名のうち、解決したものが674名、継続支援者数は601名です。

次に、生活保護に移行したケースは17件で、就労につながったケースも17件です。

次に相談体制については、毎月1回、支援調整会議を開催し、そこで支援プランの内容や困難ケース事例の報告及び協議を行っており、相談体制についても必要に応じて確認しています。

○副委員長（高塚広義） 今回、新規相談件数が1,275件と4倍に跳ね上がっています。私も市民相談等で十数名の方をお連れしましたが、ほとんどの方がこのような支援の窓口を分からずに非常に困っていたということもあったため、今後見直される考えはあるのかどうか、お伺いします。

また、相談体制について、今は数名の方で切り盛りされていると思いますが、相談件数が増えたことで、今後もう少し充実した相談体制を組んでいく考えがあるのかどうか、お伺いします。

○伊藤生活福祉課長 周知の方法については、新型コロナウイルスがまだ完全に収まってない状態ですので、ホームページや市政だよりなどで周知を図っていきたいと考えています。

支援体制については、現在4人で相談体制を組んでいますが、昨年度の前半にコロナによって大幅に相談が増えてきたときに支援調整会議で、今の体制で大丈夫かということも聞いたのですが、権利擁護課7名の体制で対応できていると聞いています。また、多いときには月100件を超えていたものが、80件以下ぐらいまでに落ち着いていると聞いています。

○委員（小野志保） 職員4名でしているということですが、令和元年度より増員はしたのでしょうか。

また、1,275人を4人で行うと、単純計算で300人以上となりますが、支援者数と職員数のバランスは考慮されたのでしょうか。

○伊藤生活福祉課長 生活困窮者自立支援業務に係る職員は4名で、令和元年度と同数となっています。

支援者数と職員数のバランスを考慮したかということについては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、相談件数が大幅に増加しましたが、平成27年度の生活困窮者自立支援事業開始以降、委託先の社会福祉協議会支援員の相談スキルも毎年向上していることに加えて、混み合った場合においても、自立相談支援センターが属する権利擁護課内で支援業務に対応できたと聞いています。

○委員（小野志保） 伴走支援者はどのくらいですか。

○伊藤生活福祉課長 継続支援者601名の多くが貸付けに関することで、寄り添い支援は51名です。

【福祉施設等オンライン面会環境整備事業費】

○委員（黒田真徳） 利用実績と評価について教えてください。

○阿部介護福祉課長 特別養護老人ホームアソカ園ほか8施設、計9施設から申請があり、補助対象経費330万1,992円のうち、169万5,000円を補助しました。各施設において、タブレット購入、Wi-FiやLAN配線工事等を実施し、コロナ禍において実際に訪問しての面会がなかなかかない家族との交流を図るための一助となったと考えています。

【介護サービス利用料軽減対策費】

○委員（黒田真徳） 助成に使われた費用、助成を利用した件数が少ないと感じますが、どのような理由と考えられますか。

○阿部介護福祉課長 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度による助成は、社会福祉法人等が軽減した総額が、その法人等の利用者負担収入総額の1%を超えた場合に市が社会福祉法人等に助成するもので、令和2年度は7事業所が軽減制度を実施しましたが、対象となったのは3事業所のみでした。軽減対象となるのは、施設サービス費、食費、居住費の利用者負担額の4分の1ですが、生活保護受給者の場合は、居住費が全額軽減となり、軽減額が大きくなりますので、生活保護受給者の人数によって、社会福祉法人等が助成対象となるかどうか左右されることがあります。

【見守り推進員活動費】

○委員（小野辰夫） 見守り推進員281人は多いのか、少ないのか、適切なのか、また見守り推進員の報酬は、民生委員等と比較して適切なのか、お伺いします。

○阿部介護福祉課長 新居浜市独居高齢者見守り推進事業実施要綱の運用基準において、見守り推進員は、概ね対象者10人に1人の割合で配置するように努めると規定しています。対象者が2,920人であることから、見守り推進員数は若干下回っておりますが、おおむね適正であると考えています。

対象者10人に1人の割合が適正かどうかについては、見守り推進員や社会福祉協議会の御意見を聞きながら、必要な調整を図っていききたいと思えます。

次に、見守り推進員の報酬は、民生委員等と比較して適正なのかについてですが、独居高齢者見

守り推進員活動事業については、新居浜市社会福祉協議会本部及び各支部に業務委託を行っており、委託料を支出しています。委託料の算定根拠として、まず見守り対象者1名につき一月当たり100円、年間1,200円となっています。また、連絡会議費として、見守り推進員数に応じ、年間2万4,000円から4万2,000円となっており、その合算額を支出しています。民生委員は、無報酬であります。活動実費弁償として、各校区に1名当たり年間11万8,000円を支出しています。独居高齢者見守り推進員活動事業の委託料について、民生委員の活動実費弁償費等と比較して適正であるかどうかについては、様々な相談業務に携わる民生委員と週1回の安否確認を行う見守り推進員では、活動内容も全く異なりますので、単純な比較は難しいと考えています。

○委員（小野辰夫） 見守り推進員が対象者1人につき100円という現状で、電話などでいろんな諸経費を使われている人が多いが、これが適切なのかどうか、お伺いします。

○阿部介護福祉課長 見守り推進員の100円が適切かどうかということについては、近隣他市の動向や社会福祉協議会等の意見も参考にしながら、今後考えていきたいと思っています。

○委員（永易英寿） 見守り推進員自体の高齢化が進んでいる状況の中、訪問、声かけ、電話等で毎日のように行っていただいておりますが、対象者1人につき月100円という報酬単価を上げていく考えの見通しと、高齢化による見守り推進員の確保等はいかが考えているのか、お伺いします。

○阿部介護福祉課長 見守り推進員の高齢化が進んでいることは、社会福祉協議会から聞いていますので、十分承知しており、費用の問題も含めて、今後見守り推進員や社会福祉協議会とも相談しながら進めていきたいと思っています。

○委員（永易英寿） 民生委員の実費弁償が11万8,000円ということをお聞きしましたが、平成19年の議会答弁を見ると、7万4,600円で、4万5,000円ほど上がっています。見守り推進員の活動と民生委員の活動は、当初と比べて変わっていないと思いますが、一方は上がっています。今後社会福祉協議会等と検討していただけるということですが、どのような形で進めていくのか、もう一度お願いします。

○阿部介護福祉課長 まずは、各社協支部をまと

めている社協本部の担当課と現状や各支部がどのような意見を持たれているのかということをお聞きすることから始めていきたいと思っています。

午後 2時00分休憩



午後 2時10分再開

【慈光園費】

○委員（伊藤優子） 定員100人に対して65人の入所ですが、入りたい人で入れない人はいますか。

○阿部介護福祉課長 慈光園は、養護老人ホームのため、申込みをして契約できる施設とは異なり、入所を希望する方で、一定の条件を満たした方が入所できる施設となっています。このため、入りたいという方でも、条件により入れないという場合はありますが、令和2年度においては、申請された方は全員入所されています。

入所要件としては、在宅において生活することが困難で、市町村民税所得割がかかっている等、環境上の理由及び経済的理由に当てはまる人が対象となっており、入所判定委員会を開催した上で、市が措置した場合に入所可能となります。

○委員（伊藤優子） 100人に対して65人の入所なので、まだ35人定員が空いているということで、入所規定を少しでも緩和して、市民の方が入れたらいいなと思ってこの質問をしたのですが、これはまた要望します。

【障がい者虐待防止センター運営事業費】

○委員（永易英寿） 事業の周知啓発は、どのように行っていますか。

また、相談件数とその主な内訳を教えてください。

○久枝福祉部次長（地域福祉課長） 新居浜市障がい者虐待防止センター運営事業は、平成24年度より社会福祉法人新居浜愛育会と委託契約を結び、事業の運営を行っています。

周知啓発については、ホームページへの掲載、障害者手帳取得の際にお渡ししている障がい福祉のしおりに掲載し、障がい者虐待防止センターの周知啓発に努めており、新居浜市障がい理解促進講演会では、新居浜市障がい者虐待防止センターによる活動報告を行い、普及啓発活動を行っています。また、各種団体等へ虐待防止センターから講師を派遣し、障害者虐待についての研修等を行い、障害者虐待防止の取組の強化を図っていま

す。

次に、新居浜市障がい者虐待防止センターへの相談件数とその内訳について、令和2年度の相談件数については、実人数で12人、延べ件数で273件となっています。内訳としては、養護者からの虐待に関する相談が最も多く10人、施設従事者及び使用者による虐待相談が各1人となっています。

また、相談内容は、身体的虐待に関する相談が7人、心理的虐待に関する相談が2人、ネグレクトに関する相談が2人、経済的虐待に関する相談が1人となっています。

【認定こども園施設型給付事業費】

○委員（越智克範） 1つ目が、グレース幼稚園の入所率が、引き続き低くなっています。改善をさせるような指導の見込みはあるのでしょうか。

またこのような入所率が低いことによる給付金の配布などについて問題は発生していないのでしょうか。

2つ目が、令和元年度と比較して、入所状況が低下しているにもかかわらず、事業費が10%以上増額している要因は何でしょうか。

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長） グレース幼稚園の入所率の改善の見通しですが、令和2年度末時点で、グレース幼稚園の1号認定児童の入所率は30.4%、2号・3号認定児童は81.8%でした。今年9月時点では、1号が20.6%、2号、3号が84.8%で、1号認定児童の入所率の改善は見られませんでした。

このような恒常的に定員割れが大きく、改善の見通しが立たない状況を受け、適切な公定価格の単価が適用されるよう、グレース幼稚園の設置者からの申請に基づき、また県からの要請もあり、今年10月に1号認定の利用定員を102人から45人に改めました。

次に、入所率が低いことで給付に問題がないかということですが、施設型給付費は、公定価格として定員区分、年齢ごとに園児1人当たりの単価が国により定められています。その単価に入所児童数を掛けた額から保護者が負担する保育料を差し引いて施設に給付しますので、入所率が低下すれば、それに比例して給付費も減少するため、給付には問題ありません。

次に、令和元年度と比較して、入所状況が低下しているにもかかわらず、事業費が10%以上増額

している要因についてですが、令和元年10月から3歳から5歳までの保育料が無償化されました。それにより、3歳以上の給付では、単価に入所児童数を掛けた額からこれまで差し引いていた保護者負担の保育料がなくなり、その分施設型給付費が増額となっています。令和元年度決算では、この無償化による増額の影響は、10月からの6か月間でしたが、令和2年度決算では、1年間通して無償化の影響を受けたことが、入所状況が低下しているにもかかわらず、事業費が増額している要因となっています。

【地域型保育事業費】

○委員（伊藤謙司） ちびっこワールドにはま園の入所率がやたら低いのはどうしてですか。

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長） 昨年度入所率が低かった主な理由としては、3歳未満児を対象とする地域型保育事業所は、国の基準で多くの保育士を必要としますが、この施設では、雇用した保育士がなかなか定着せず、保育士の安定的な確保ができないため、新規の園児の受入れが難しかったことが原因です。

なお、この保育士の定着については、昨年の指導監査で指摘をし、設置者に対して改善を求めています。

○委員（伊藤謙司） 保育士さんが定着しないのは、どうしてなのですか。何かあるのですか。

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長） 保育士がなぜ定着しないかというのは、ほかの施設でもあるのですが、やはり私立の施設ですので、その経営者の経営方針に対して保育士さんがなじまないなどといった理由があるのではないかと思います。

【移動式「赤ちゃんステーション」貸し出し事業費】

○委員（伊藤謙司） どういったイベントで使用したのですか。

利用者の感想は、どうだったでしょうか。

やってみて改善すべき点はありますか。

○高畑子育て支援課長 本事業は、乳幼児を連れて保護者が、イベントに気兼ねなく参加できるように、授乳、おむつ替え用の貸出しテント、備品を購入したものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベントが中止となったため、現時点で貸出実績はありません。

利用者の感想については、今後貸出しがあった

際には、貸出備品に不都合な点はないか、貸出しの仕組み自体に改善点がないか等アンケートを行い、利用者の声を反映したよりよい制度となるように努めていきます。

最後に、改善すべき点については、利用者の声に基づく改善点というのはありませんが、子育て世代の職員などに事前に見ていただくなどして、改善点の指摘をいただきながら、利用しやすい工夫を行っていききたいと思います。

【東新学園費】

○委員（片平恵美） 東新学園について、子供たちの平均在園日数、短期の子もいれば長期の子もいると思うのですが、どれぐらいかをお伺いします。

また、子供たちの心身の健康のために大切にしてきたことは何かお伺いします。

○高畑子育て支援課長 まず、子供たちの平均在園日数については、児童養護施設の入所には、一時保護と措置入所の2つがあります。令和元年度の一時保護児童が40名、平均在園日数については5.95日、令和2年度の一時保護児童が12名、平均在園日数については20日となっています。

また、措置児童の在園日数に関しては、令和3年4月の民間移管前までで8年9か月が1名、3年7か月が2名、3年3か月が2名、3年が1名です。

続いて、子供たちの心身の健康のためにしてきたことは何かについては、児童養護施設に入所する理由としては、父母の傷病、家庭の経済的な理由や虐待などで保護者による養育が困難な場合となっています。措置入所となった児童の中には、発達障害等の見られる子供もおり、東新学園としては、児童だけをケアするのではなく、親を含めた家族とも職員が良好な関係を築いて、親子関係の再構築支援を実施してきました。また、今年度からの民間移管に向けた準備として、子供たちとの関係構築を図ることを目的に、新しい東新学園で働く予定となっているスタッフを会計年度任用職員として雇い入れる体制を整えていました。

○委員（片平恵美） こういう施設の指導員には、高い専門性が求められると思います。先ほどもお話ししていただいた親との関係づくりや、フォローなどもそうですし、傷ついたり子供たちに対する言葉の選び方、距離感、子供同士の人間関係づくりなどというところで、本当に高い専門性が

求められると思います。保育士の資格があるだけではいけないなというふうに思っています。職員の専門性を確保するために、これまでどのような努力をされてきたのか、職員の研修といったことをお伺いします。

○高畑子育て支援課長 愛媛県内には、児童養護施設10施設、児童自立支援施設1施設、児童心理治療施設1施設で構成される愛媛県児童福祉施設連合会という組織があります。それらの施設の職員で事例検討会や虐待児対応研修会、家庭支援専門員の研修会など、年間を通していろいろな研修を行っています。これは愛媛県だけでなく、全国的な規模の研修にも職員が参加して資質の向上に努めています。

○委員（片平恵美） 新しい施設の職員に研修に入ってもらい体制を整えてきたというふうに今お話があったのですが、実際研修に入られていたのでしょうか。

○高畑子育て支援課長 会計年度任用職員として、旧東新学園での勤務をした職員はいませんでした。ただ、準備室というのが今の常美会の東新学園でつくられ、そこにいた2名ないし3名が、週に何回というような形で、移管が近づくにつれて人数が増えてきましたが、日中と夜間、泊まり、一時保護の対応という形の研修は一通り行ってきました。ただ、あくまで向こうの職員の予定で、1日、半日という形で来られるような状況でした。

【児童センター整備事業】

○委員（永易英寿） 施設修繕及び主な備品購入の経費の内訳を教えてください。

○高畑子育て支援課長 児童センター整備事業では、市内4館の児童センターの老朽化に伴う施設の修繕や備品の更新等を順次行っています。令和2年度に行った修繕及び経費の内訳は、中央児童センターの和室壁修繕が23万6,500円、上部児童センターの図書室床カーペット修繕が39万9,300円、遊戯室壁修繕が37万1,800円、瀬戸児童館の遊戯室床修繕が52万8,000円です。

また、備品の購入の内訳は、中央児童センターのプリンターの更新が2万3,980円、瀬戸児童館のウォータークーラーの更新が15万1,250円、上部児童センターの平均台購入が4万5,650円となっています。

○委員（永易英寿） 今回はコロナで利用数も減

っていますが、通常ならば暑いときの熱中症対策等も考えて、例えば今回お聞きした中では、中央児童センターの2階のエアコン等は入っていませんでしたが、そういった児童が訪れる所の中でエアコンがついていない部屋等の整備等はどのように考えているか、お伺いします。

○高畑子育て支援課長 中央児童センターの2階にある卓球室は、もともと学習室として開設し、現在は卓球室として使用しているものですが、エアコンが設置されておらず、熱中症の心配から利用できない時期がありました。そのため、エアコンの設置の必要性を感じていますが、市内に4館ある児童館の設備は、どれも老朽化が進み、更新が必要な設備が多数あるため、限られた予算の枠で優先順位を検討し、順次整備していきたいと考えています。

【生活保護費】

○委員（井谷幸恵） 生活保護の申請者数と決定人数、令和2年度に保護を中止した人数とその理由を伺います。

次に、扶養照会は何%ぐらいの人に行っていますか。

○伊藤生活福祉課長 令和2年度に生活保護を申請した数は、126世帯162人で、そのうち生活保護を決定したのは、107世帯141人です。また、生活保護を廃止したのは、137世帯161人です。生活保護廃止の理由としては、死亡が40件と最も多く、次いで収入の増加、取得が10件、年金の増加、取得が8件、その他の理由としては、親類縁者への引取り、施設入所、手持ち金の増加、ケース移管等があります。

2点目の扶養照会については、親族がDV加害者である、また70歳以上の高齢者、10年程度音信不通である、相続での対立など、関係が悪化している場合等を除いては、全ての世帯で実施しています。

○委員（井谷幸恵） この間、扶養照会は義務ではない、ためらわずに申請をと国会答弁などがあり、一人一人の状況に対して丁寧に対応するというようなことが重視されていると思いますが、気をつけていることや、こういうふうに対応を変えたということがありましたら教えてください。

○伊藤生活福祉課長 本当に生活に困った方が相談の窓口に来られるため、丁寧に相手の相談の内

容を聞き、他施策など方法がないかどうかを確認し、様々な調整をしながら、適正な生活保護を実施しています。

【救急医療体制整備費】

○委員（神野恭多） 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、患者数が激減する中、状況に応じた体制の話合いは、委託先である医師会と行ったのですか。

○東田保健センター所長 休日夜間急患センター運営については、業務委託ではなく、急患センター運営に係る対象経費の実支出額と医業収入、その他の収入額の差額分を補填するために、補助金交付を行っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い、手指消毒、マスク着用等が徹底されたことにより、冬期インフルエンザが大きく抑えられ、新居浜市における定点当たり報告数はゼロ件でした。インフルエンザ患者が激減し、またコロナ感染を恐れ受診控えがされたことなどにより、令和2年度の急患センター受診者数は、激減しました。急患センターの勤務体制については、深夜診療及び休日夜間診療は医師1名、休日診療及び夜間診療は、小児科医1名、内科医1名の計2名が治療を行っており、最少かつ必要な人員で診療を行っていただいていると認識しています。一般社団法人新居浜市医師会にも出勤体制について状況確認をしましたが、一次救急医療の要の機関として、出勤体制の変更は困難であると伺っています。

○委員（神野恭多） 十分理解できますし、一次救急機関の要というところで、受診控えというよりは間違いだと思います。発熱がある患者は来ないでくださいという体制を、一次救急の要がつけられていたと感じます。約1億2,000万円という大きいお金をかけて、医師会の考えのみで運営していくというところに私は疑問を感じていますが、新居浜市としてどれぐらいの発言をできるのか、厳しいかもしれませんが、しっかりと意見を言ってほしいという意味を含めて、お考えをお聞かせください。

○東田保健センター所長 いろんな事象が起こる中で、新居浜市医師会とも度重なる協議をさせていただいています。ただ、この急患センターについては、基本的に民設民営という形で、医師会長が管理者、開設者であるため、なかなかこちらの

意見が通りにくいというはあるのですが、それでもできる限り、機会を設けていただいて、こちらの意見や要望をお伝えして協議をさせていただいているところです。

【新居浜市医師確保奨学金貸付事業費】

○委員（小野辰夫） 事業が開始されて以来、何名ぐらい利用したのか、親の年収制限の撤廃は考えていないのか、お願いしたいと思います。

○石見健康政策課長 新居浜市の医師確保奨学金貸付制度は、平成29年4月から施行され、これまでに平成30年度に1名、令和2年度に1名の貸付けを承認し、現在、2名が利用中となっています。

年収制限の撤廃についてですが、本制度は、医師数の減少及び医師の高齢化等医療資源不足により救急医療体制の維持が困難になりつつあることから、将来市内の医療機関で勤務する若い医師を確保し、地域医療の充実を図ることを目的としています。県内では、20市町のうち、4市町で同様の制度を設けており、本市以外は所得制限を設定していません。第六次長期総合計画では、10年間で10人を目指しており、目標達成に向けて、運用の諸条件については、必要があれば見直しを行うべきと考えています。

【国民健康保険事業特別会計】

○委員（伊藤嘉秀） 令和元年度からは、滞納金が減額していますが、滞納金額を会計上、どこから補填しているのか、また補填金額の利息支払いはどこの会計からされるのか、教えてください。

また、滞納金の積年の累積残高があればお教えてください。

○近藤福祉部次長（国保課長） まず、国民健康保険料の現年度分未収額については、次年度の未収額として、滞納繰越分の調定額に計上されることとなるため、延滞金に対しての補填や利息支払いが生じることはありません。

次に、滞納金の積年の累積残高についてですが、滞納金については、翌年度の滞納繰越分に計上され、滞納繰越分についての徴収を行い、差押え等の滞納処分により換価した保険料は、滞納繰越分の収納額に反映されることとなります。また、徴収業務を行ったにもかかわらず、処分ができず、時効である2年が到来した保険料については、不納欠損額として調定額から除かれることとなります。また、時効の中断や滞納処分の継続等

の理由により時効未到来となった保険料は、未収額として次年度の滞納繰越分の調定に繰り越されることとなることから、令和2年度の未収額約4,420万円が次年度の累積残高となると考えています。

○委員（黒田真徳） 新たに未納となった方は何世帯おられますか。

新たに未納となる方は、増加傾向にありますか、横ばいですか。

未納の原因をどのように分析されていますか、教えてください。

○近藤福祉部次長（国保課長） 国民健康保険料の未納の世帯については、令和元年度が906世帯、令和2年度が1,060世帯であり、令和元年度から令和2年度にかけて154世帯の増加となっています。世帯数は、増加していますが、未納金額では約60万円減少し、収納率も年々向上していることから、保険料全体で考えた場合は、横ばい傾向、もしくは漸減傾向であると考えています。

次に、未納の原因ですが、最も多い理由が、督促状や催告書を送付しても納付がなく、納付相談にも来られない世帯が該当する納付意欲の欠如が約40%を占めています。また生活困窮による未納が約25%、保険者の制度無理解による未納が約8%を占めていることから、国民健康保険制度は、共助であることの理解を未納者に求め、納付に結びつけていくとともに、処分する財産がある未納者については、適切な滞納整理を行っていきます。

○委員（井谷幸恵） 滞納率と差押え件数のここ3年の推移を伺います。

諸収入が大きく減っているのはなぜですか。

高過ぎる国保料を下げるためにどのような検討をしましたか。

○近藤福祉部次長（国保課長） 現年度分の徴収率については、令和2年度が96.08%、令和元年度が95.21%、平成30年度が95.42%だったため、滞納率に換算すると、令和2年度が3.92%、令和元年度が4.79%、平成30年度が4.58%です。

差押え件数については、令和2年度が89件、令和元年度が133件、平成30年度が67件です。

次に、諸収入が大きく減った理由として、療養給付費等返還金の減少があります。本返還金は、国民健康保険給付費の支払い事務を行う愛媛県国民健康保険連合会が算定する保険給付費見込額と

確定額との差額が、事業実施主体である本市へ返還される仕組みとなっています。したがって、愛媛県国民健康保険連合会が算定する見込額と確定額の差が少ない年度では、返還金が減少します。令和2年度においては、見込額と確定額の差が少なかったため、諸収入が減少したものです。

続いて、高過ぎる保険料を下げるためにどのような検討をしたかについて、令和元年度における本市の1人当たりの国民健康保険料は、8万21円であり、県内11市において最も低い保険料となっているため、国民健康保険料の引下げの検討は行っていません。

○委員（井谷幸恵） コロナ関係で、国保の減免などの実施の件数などがあれば教えてください。

○近藤福祉部次長（国保課長） コロナ減免の件数ですが、減免制度の開始以降、約130世帯について減免しています。

【介護保険事業特別会計】

○委員（篠原茂） 保険料収入が、令和元年度と比較すると、約8,400万円減額していますが、また平成30年度と比較すると、約1億6,000万円の減額ですが、理由は何でしょうか。

2点目、地域支援事業費ですが、介護予防ケアマネジメント費、栄養改善個別事業費、地域リハビリテーション活動支援事業費、成年後見制度利用支援事業費が大幅に増額、介護相談員派遣事業費が大幅に減額となっていますが、原因は何でしょうか。

保険給付の状況を見ますと、訪問看護が増加、短期入所療養介護が約半額に、看護小規模多機能型居宅介護の実績がありませんが、原因は何でしょうか。

○阿部介護福祉課長 保険料収入が減少している理由については、国の制度改正により、段階的に低所得者の介護保険料への軽減が強化されたことによるものです。低所得者の保険料軽減のため、保険料段階の第1段階には2割、第2段階には2.5割、第3段階には0.5割の軽減が図られ、保険料の調定額が減額となることにより、収入額が減少したものです。

低所得者の保険料軽減は、介護保険法に基づくものであり、減額となった保険料収入については、一般会計からの繰入金により補填されています。

次に、質問2のうち、成年後見制度利用支援事

業費についてお答えします。

令和元年度の成年後見制度の普及に係る事業としては、介護福祉課で予算化していた成年後見制度利用支援事業費と地域福祉課で予算化していた障がい者虐待防止センター運営事業費とがありました。このときの介護福祉課の成年後見制度利用支援事業費は、市長申立てに係る事務的経費のみとなっており、地域福祉課の障がい者虐待防止センター運営事業費には、同事務費と普及啓発のための委託料が含まれていました。成年後見制度の普及に関する課題として、認知症など判断能力が十分でない高齢者等に関する普及を重点化する必要があること及び普及啓発に係る事業に対する市負担分の割合が異なっていたことから、事業の効率的実施の観点により見直しを行い、結果として、普及啓発のための委託料71万2,000円を介護福祉課において実施するよう変更したため、本事業が増額となっています。

次に、訪問看護が増加した原因については、病後病状が安定したものの、療養生活に支援が必要であり、訪問看護を受けながら、在宅での生活を希望される方が増えているためと考えられます。

短期入所療養介護が、約半額になっている原因としては、同サービスは全て介護老人保健施設の空床利用となっており、令和2年度は介護老人保健施設の稼働率が増加したことにより、短期入所療養介護として利用できる空床が少なくなったため、利用者が減少したものと考えられます。

看護小規模多機能型居宅介護については、新居浜市内に事業所がなく、令和元年度までは住所地特例の方が1名、市外の同サービスを利用されていましたが、令和元年度中に死亡されたため、令和2年度の実績がないものです。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター所長）

2つ目の質問、地域支援事業費のうち、介護予防ケアマネジメント費、栄養改善個別指導事業費、地域リハビリテーション活動支援事業費、介護相談費派遣事業費についてお答えします。

まず、介護予防ケアマネジメント費が増額している理由ですが、令和元年度、人事課からの応援職員が、令和2年度当課配置となったことに伴う人件費の増額によるものです。

次に、栄養改善個別指導事業費が増額している理由ですが、令和元年度の半年間は、管理栄養士の欠員が生じたため、前年度の未雇用期間と令和

2年度の雇用期間との差に伴う人件費の増額によるものです。

次に、地域リハビリテーション活動支援事業費が増額している理由ですが、令和元年度は、愛媛県リハビリテーション専門職協会等から専門職延べ30名の派遣を受け、年間6回、市民体操指導士を養成するための講座を実施しています。令和2年度は、同じく愛媛県リハビリテーション専門職協会等から21日間、延べ199名を派遣いただき、肩凝り等の症状緩和や認知症予防、呼吸機能の改善などを取り入れたP P K体操のバージョンアップを図る事業を実施しています。事業費の増額は、この専門員の派遣人数の増加によるものです。

次に、介護相談員派遣事業費が減額となっている理由ですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各施設において外部からの面会、訪問が中止されていたことから、介護相談員派遣が実施できなかったことによるものです。

○委員（井谷幸恵） 介護認定審査会費と認定調査等費についての詳しい内訳を教えてください。

市民から介護認定についての苦情を聞くことができますが、適切に行うために、また公平性を保つためにどのような工夫をされましたか。

軽度認定されたような場合、国から市に報奨金のようなものがあるとか、何かメリットがあるのですか、あったら教えてください。

○阿部介護福祉課長 介護認定審査会費2,063万8,000円の内訳については、報酬1,664万3,000円、報償費1,000円、旅費9,000円、需用費47万3,000円、役務費102万3,000円、使用料及び賃借料248万9,000円となっています。

認定調査等費8,393万3,000円の内訳については、報酬2,557万6,000円、職員手当等273万7,000円、共済費446万円、旅費79万7,000円、需用費95万3,000円、役務費4,718万円、委託料1,317万9,000円となっています。

次に、要介護度の決定においては、認定調査員による全国共通の調査項目の調査と主治医意見書によるコンピューターでの一次判定を基に認定審査会で総合的に二次判定を行い決定します。当市では、調査員により作成された認定調査票を認定審査会前に職員にて全件の点検を実施し、選択肢の判断基準、特記事項の記載内容等について確認

を行っており、疑義等があれば調査員に問合せをしています。

また、調査員や審査会委員に対し、県主催の研修とは別に合同研修会等を実施し、調査項目の解説や意見のすり合わせを行い、公平、公正な判断になるよう努めています。

次に、国が軽度認定された場合、国から市に報奨金のようなものがあるか、何かメリットがあるのかについて、国が定めている制度としては、評価指標全体の結果によって、市が独自に高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防に取り組むための交付金の制度が定められていますが、対象者の状態の改善に取り組むための制度であり、状態を無視して認定を行うことはあり得ないため、軽度認定することによる報奨という類いのものではありません。

軽度認定される、すなわち状態が改善することのメリットとしては、利用者本人が同じサービスを継続した場合のサービス単価が減少することにより、本人負担が減少するとともに、介護保険からの負担も減少するということです。

午後 2時56分休憩



午後 3時06分再開

認定第2号 第3グループ質疑

○委員長（藤田幸正） 審査に入る前に、資料の配付についてお知らせします。

お手元に令和2年度決算索引の差し替えについてを配付しております。

【女性グループ育成費】

○委員（伊藤優子） 男女共同参画推進週間の実施、リーダーズスクールの実施とありますが、私の誤解でこの中に含まれていないようです。質問の取下げはできませんので、お聞きしますが、女性連合の団体の場合、男女共同参画週間内に男女共同参画フェスティバルなどの行事を行っていますが、コロナ禍でこの2年間行事が実施されていません。コロナ禍で実施できない場合、補助金は出されますか。というのは、2分の1をバザーなどで資金集めをして経費を捻出しています。2分の1をバザー収益で捻出できない場合でも、経費がかかることもありますが、その場合でも補助金は支出されますか、お伺いします。

○中沢男女共同参画課長 新居浜市女性連合協議

会が実施する男女共同参画社会づくり推進事業については、市の補助金と組織する団体からの会費やバザー等の収益を財源として実施していますが、コロナ禍で収益事業が実施できず、運営が大変厳しい状況にあると伺っています。コロナ禍を契機に市民生活そのものがライフスタイルの変革を迫られており、団体の事業実施についても、今後事業内容、事業方法等の見直しの協議を進め、協働による事業が行えるよう努めていきます。

【総合防災訓練費】

○委員（田窪秀道） 災害時に備えた校区防災訓練の実施に要した費用55万2,000円の拠出先と内訳をお伺いします。

需用費として米、水など、訓練に使用する消耗品が含まれていますが、賞味期限切れの米や水の取扱いについてお伺いします。

また、防災訓練に必要な消耗品をどの程度想定しているのですか。

例年、購入した砂は、訓練後、どうされているのですか、砂の置場はそれぞれ確保されているのですか。

また、令和2年度に防災訓練を実施しなかった校区はあるのですか。

最後に、訓練の主な成果をお伺いします。

○高橋危機管理課長 まず、拠出先については、昨年度の実施校区では、感染症の拡大防止を念頭に、参加者、人数等について考慮いただいた内容で実施したことから、各校区への拠出はありませんでしたが、防災訓練にも活用できる大型樹脂製運搬車やフラットファイルなどの事務用品を購入しています。内訳については、訓練実施時の職員の時間外勤務手当11万3,000円、消耗品39万7,000円、大島渡海船のフェリー使用料2,000円となっています。

次に、需用費として、米、水の訓練に使用する消耗品、備蓄品の関係、また防災訓練に必要な消耗品をどの程度想定しているかにお答えします。

備蓄品については、避難所として主となる各小中学校に5年ごとのローリングストックで備蓄しており、備蓄品の入替年度における賞味期限切れが近い食料品等については、各学校で実施する防災訓練や児童生徒の御家庭で非常食の体験に御活用いただいています。

また、賞味期限切れとなった飲料水については、洗浄等の生活用水として活用できることか

ら、避難生活、また学校生活の中で活用してもらうよう依頼しています。

次に、防災訓練に必要な消耗品の想定ですが、各校区の実施内容によって、必要な物品や数量が異なることから、できる限り要望に応えられるよう、例年の実績等を基に、令和2年度は全体で無洗米100キログラム分、アルファ米200キログラム分、飲料水500ミリリットル24本入りを50箱分、真砂土10トン、洗い砂10トン、土のう袋8,000枚分、その他消耗品を購入できる予算を計上しています。

次に、購入した砂の訓練後の活用、砂の置場等について、訓練に必要な砂については、各地区において、訓練実施場所に置場を確保してもらい、その指定する箇所に必要量を業者から納品し、納品後は、各地区に管理、運用をお願いしています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新居浜、宮西、金子、金栄、惣開、若宮、高津、垣生、大島、泉川、船木、大生院、角野、別子の14地区は、防災訓練を実施していません。防災訓練を実施した神郷、中萩、多喜浜、浮島の4地区においても、感染症の拡大防止に配慮した形での実施となっています。

次に、訓練の主な成果については、各地区によって訓練内容が異なりますが、資機材の取扱い方法の習熟や消火、応急手当て、煙、土のう作製などの各種体験訓練、また多喜浜校区においては、公民館を本部として、自治会館6館をリモートで中継し、相互の状況を確認するなど、新しい手法で訓練が行われ、住民の防災・減災意識や感染症対策に関する意識の向上が図られたものと考えています。

【防災用品備蓄費】

○委員（小野志保） 乳幼児、女性、高齢者、障害者に特化した備蓄の購入はありましたか。

○高橋危機管理課長 品目としては、液体ミルク、アレルギー対応の粉ミルク、哺乳瓶、大人用おむつ、子供用おむつ、生理用ナプキンを購入しています。それぞれの数量については、少ない状況であるため、備蓄する品目や期間等の調査を進め、数量等を検討していきたいと考えています。

そのほか、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染回避対策として、子供用を含めたマスクなどを購入しています。

【家具転倒防止等推進費】

○委員（小野辰夫） 何件分ぐらいの受注件数なのですか。

30年以内に80%の確率で起こるであろう南海トラフ地震を前にして適切な予算なのか、お伺いします。

○高橋危機管理課長 件数ですが、令和2年度は施工件数11件の助成をしています。施工内容の内訳は、家具固定が10件、ガラス飛散防止が7件となっています。

次に、予算についてですが、事業開始の平成25年度は175件の施工でしたが、年々申請数が減少しており、令和2年度までの8年間で累計446件となっています。指摘のとおり、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、屋内での家具転倒による死亡や負傷を防ぐためにも重要な事業であり、予算としては少額ですが、今後においても、各種手段を用いて周知に努めていきます。

【地域防災力向上促進事業費】

○委員（田窪秀道） 本事業は、地域防災力向上促進事業として防災士資格取得費用助成と防災士活動促進事業として防災士の研修や活動に係る経費138万4,000円ですが、それぞれの内訳と成果をお伺いします。

資格を取得した防災士の活動実績をあまり見かけませんが、市は毎年防災士を増やして、防災士に今後何を期待していくのですか。

現状では、外部講師による講習会や研修会、ユニホームやポロシャツを購入し、見せる防災士もいいのですが、実際資格を取得した防災士が、防災士ネットワークへの加入率が少ない原因はどこにあると考えられているのですか。

地域防災力向上のためには、防災士の協力は必要不可欠ですが、現状防災士ネットワークには企画力も活動資金もありません。彼らの活動を最大限に生かすためには、任意団体である防災士ネットワークに地域防災や減災に関する企画立案や相応の活動権限を移譲させてはとありますが、いかがですか。

○高橋危機管理課長 まず、防災士の資格取得助成については、防災士養成講座の教本代28万円、防災士認証登録料27万5,000円、防災士養成講座負担金58万2,000円、計113万7,000円となっており、89人の方が資格を取得されました。資格取得者の内訳は、自治会推薦の方が40人、高校生が

19人、企業、団体の方が30人となっています。

次に、防災士活動促進事業については、防災士ネットワークのHUG研修及び避難所開設研修の講師謝金2万4,000円、同研修の講師旅費及び防災士が受講したえひめ防災インストラクター養成コースの旅費7万4,000円、消耗品費14万9,000円、計24万7,000円となっており、受講された防災士の方々の知識と技術の向上が図られています。

地域防災力の向上を図る上で、地域における防災リーダーが必要であり、防災士の皆様には、地域におけるHUG訓練やDIG訓練での講師としての指導、防災訓練や地区防災計画への参画など、その知識と技術を生かした防災リーダーとして活躍いただきたいと考えています。

また、これからを担う若い人材や女性の防災士の育成を図り、女性の視点の反映と継続した活動による防災、減災への取組を図っていただきたいと考えています。

防災士養成講座の受講者推薦に当たって、資格取得後に防災士ネットワークへの加入を依頼していますが、令和2年度時点で市が助成した資格取得者663人に対して、防災士ネットワークの入会者は259人で、約39%の状況であり、防災士ネットワークの目的や活動が十分に理解されていないことが要因の一つとして考えられます。また、組織に属さずとも、地域で活動するといったお考えの方もおられるようですが、防災士ネットワークを通じて、情報の交換や共有、防災意識の向上、技能の研さん等が図られることで、さらにスキルアップや活動の幅が広がっていくため、防災士ネットワークの周知と入会を促進していきたいと考えています。

2番目の質問の防災士への期待に対するお答えで申し上げたとおり、地域防災力の向上を図る上で、地域における防災リーダーが必要です。市としては、防災士ネットワークの皆様には、その防災リーダーとして培われている知識と技術を生かして、自主防災組織や自治会等が行う地域の防災活動に積極的に参画し、防災・減災意識の醸成を図っていただくことが重要と考えており、防災知識の向上、技能の研さん等に努めるとともに、防災に関する知識の普及及び情報の提供等の活動を推進することにより、地震、その他の災害による被害の防止及び軽減に資するという防災士ネット

ワークの目的を達成するための活動を促進していただくよう、支援の方法などについて防災士ネットワークの皆様と協議していきます。

【コミュニティFMラジオ普及事業費】

○委員（神野恭多） ラジオの普及を進める中で、受信困難地区への対応や改善をどのように考えていますか。

○高橋危機管理課長 災害時、または災害が発生するおそれのあるときにおいて、市からの電波を受信して自動起動し、屋内において緊急情報を収集することのできるラジオは、市民に対する情報伝達の手段として非常に重要であると考えています。

しかし、コミュニティーFMは、規定されている20ワットの出力で、消防防災合同庁舎屋上から電波を発射していることから、地形等の影響を受け、川東及び上部地区の特に市境に近い地域などでは電波が届かず、受信困難となっている地域があります。また、高層建物の周辺においても、同様に受信が困難となっている場合があります。

このような受信困難な地区に対しても、アンテナの設置やケーブルテレビ加入世帯には、分配器の接続といった受信環境の整備により、受信可能となる地域や場所が増えるものと考えていますが、アンテナの設置には、高額な工事費等が必要となる場合があることから、受信環境の整備に関する助成制度を設けることにより、FMラジオの普及促進を図るよう検討しています。

○委員（神野恭多） 今、検討中であるというところですが、受信環境の整備促進の補助を進める中で、現在のネットワーク自体の見直しも含めた、そこに至るまでには、アンテナの事業というものも継続して行っていく必要性、様々なことを同時並行的に行っていく必要があると思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○高橋危機管理課長 FMラジオの普及に関しては、これまで同様にコミュニティーFM及び市報等でラジオの普及促進に努めるとともに、先ほど申しましたとおり、ラジオのアンテナの設置は高額になることから、そういったところへの助成を図ることにより、購入促進、環境の整備に努めたいと考えています。

【避難所3密回避対策事業費】

○委員（黒田真徳） 各避難所に必要な資機材は整いましたか。

○高橋危機管理課長 令和2年度において、避難所の主となる小中学校の体育館26施設、公民館・地域交流センター等18施設に段ボールベッド、エアマット、間仕切りテント、コードリール、フェースシールド、非接触型体温計を整備しました。また、小中学校の体育館と公民館等の体育館には、熱中症対策を兼ねてスポットクーラー、冷風機も整備しています。予算の範囲内での整備のため、ほぼ同一数量を配分しましたので、数量的には多くはありませんが、三密回避対策に係る一定の品目は配備しています。そのほか、自主的な緊急避難場所として、自治会から登録いただいている自治会館や集会所等には、マスクやフェースシールド、非接触型体温計等の衛生用品を配布しています。

【福祉避難所感染症対策事業費】

○委員（藤田豊治） 1点目は、市内のどこの福祉避難所で、何か所ありますか。

2点目は、福祉避難所は、それで足りていますか。

3点目は、感染症対策の資機材は、どのようなものがありますか。また、それで十分でしょうか。

○高橋危機管理課長 本事業では、市総合福祉センターの1か所に感染症対策に係る資機材を整備したものです。

福祉避難所は、それぞれの避難者の状態に応じてケアできる体制が重要であり、専門の知識と技術が必要となることから、事業者等と締結した覚書に基づいて指定しており、特別支援学校2校、指定管理施設である市総合福祉センター、市障がい者福祉センターのほか、民間事業者の77事業所、合計81か所を指定しており、そのほとんどが民間事業者の事業所となっています。

福祉避難所の収容可能人数については、現在2,387人となっており、福祉避難所への避難が想定される障害をお持ちの方や要介護3以上の方々は、5,146人であり、全員を収容できる状況ではありませんが、今後においても、福祉避難所の指定について、福祉担当課所と協議を進め、民間事業者の理解と協力を得られるよう努めていきたいと考えています。

令和2年度に整備した感染症対策の資機材については、屋内用仕切りテント30張り、組立て式仮設トイレ6式、LEDパルーンライト3基、イン

バーター発電機3台、段ボールベッド50個です。数量については、災害時の状況によって不足が生じることも考えられますが、不足する場合は、協定に基づき、協定先から必要な資機材を補充するなどにより対応することを考えています。

なお、今後においても、資機材の品目を含め、整備の検討を進めていきます。

【緊急避難場所感染症対策事業費】

○委員（黒田真徳） 対策実績の内訳と評価を教えてください。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 本事業の実績ですが、自主的な緊急避難場所等として届け出ている自治会館、集会所で、地域から要望のあった26の施設について、衛生設備等の整備を図りました。内訳は、トイレの洋式化等が12施設、小便器自動化等が7施設、自動水栓等が7施設です。

次に、本事業の評価ですが、自治会館における新型コロナウイルスの感染リスクを低減させる対策が施され、自主的な緊急避難場所等としての衛生環境の向上、機能充実が図られたものと考えています。

【公共施設愛護活動支援事業費】

○委員（片平恵美） 登録者数は何人で、何団体でしょうか。

活動は年間延べ何回行われているでしょうか。

集められたごみの回収は、どのように行っているのでしょうか、連絡したら来てくれるとか、予約などで教えてください。

ボランティア参加者からのこの事業に対する意見、感想はどのようなものがありますか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 令和2年度の登録者は77団体、27個人です。

次に、活動実績ですが、活動団体からの報告書を基に集計をすると、令和2年度は延べ活動回数が2,346回、延べ参加人数が1万1,158人です。

次に、ごみの回収方法ですが、原則的には清掃センターへの自己搬入をお願いしていますが、自己搬入できない場合には、ごみパトロール車等による回収を行っています。

最後に、特に事業に対する意見などはありませんが、ごみ袋や軍手などの清掃物品が予算の関係で使い切ってしまうこともあるため、支給物品を増やしてほしいという要望があります。

【まちづくり協働オフィス事業費】

○委員（小野志保） 新規登録団体数、退会団体数、そしてオフィスを利用した団体数と利用者実人数を教えてください。

増額分の内訳、また自発的にオフィスが企画したものはありますか。

まちづくりを熟知した職員の採用はありましたか。

市民と行政が連携した内容と件数を教えてください。

活性化のための政策提案、行政や企業との協働の推進、資金確保の相談や助言、ボランティアの育成、研修、上記登録団体に対して、どのような活動支援をしましたか。内容と件数を教えてください。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 令和2年度の新規登録団体は、1団体、退会団体は、26団体です。

退会の理由ですが、協働オフィスを利用していないが17団体、団体が解散をした、活動をしなくなったが6団体、代表者の変更、死亡、活動場所の変更が3団体でした。

次に、協働オフィスの利用についてですが、延べ数になりますが、令和2年度は237団体の利用があり、利用者は4,344人でした。

次に、令和2年度決算額の増額の要因ですが、令和元年度については、年度途中で職員の退職等がありましたが、令和2年度は1年間の職員雇用となったことから、人件費、保険料等が約50万円、市民団体PR動画の作成等のオフィス事業費が約55万円、事務費及び展示用パネル等備品購入が約33万円の増額となっています。

次に、オフィスの企画事業についてですが、コロナ禍でもできる活動を検討して、令和2年度はZoom等のオンライン利用環境を学ぶZoom講座、ファシリテーション研修、登録団体の活動等を広報するためのPR動画の作成などの事業を実施しました。

次に、職員の採用についてですが、令和2年度中の新たな職員の採用はありませんでした。

次に、市民と行政との連携ですが、協働オフィスの事業として新たに連携した事業はありませんが、愛媛県の事業で中間支援組織、市民団体、企業、行政との協働ネットワークを構築する事業について、協働オフィスが東予圏域の事務局とし

て、研修会の運営等に関わりました。

次に、登録団体への活動支援についてですが、政策提案、行政や企業との協働についての実績はありません。

資金確保については、直接の相談等はありませんが、ホームページ、フェイスブック、ニュースレター等を通じて、各種の助成金関連情報をお知らせしています。

次に、ボランティアの育成、研修ですが、先ほど申し上げたZoom講座、ファシリテーション研修を開催しましたが、これらは登録団体から開催要望が多かったものです。

また、11団体のHello!NEW新居浜FM放送による市民活動団体紹介番組の放送、新たな事業として、13団体の市民団体の活動PR動画の作成、放送をしましたが、これらを通じて団体の活動を多くの市民に知ってもらうことができ、今後の活動の活性化や交流や連携の拡大につながっていくのではないかと考えています。

○委員（小野志保） この延べ人数については、同じ団体がいつも使っているのか、それとも平均的に使われているのかということをお聞きしたいと思います。また、まちづくりを熟知した職員ということで、今おられる方は、まちづくりということをよくお分かりになっている方なのでしょうか、教えてください。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 利用の状況ですが、手元に延べ数の資料がないため、利用団体がどういう状況にあるのかというのは、今後調べたいと思いますが、登録団体がたくさんあるため、利用が多い団体もありますが、いろんな団体がこのオフィスを利用されているものと考えています。

まちづくりを熟知した職員を配置しているかということですが、令和2年度は、事務局の職員について研修等を実施しています。お隣の西条の中間支援組織の視察やファシリテーターの研修、あるいは県の事業の事務局を担うなど、研修等を通じてスキルアップに努めてきたところです。

○委員（小野志保） スキルアップに努めてきて、政策提案も協働の推進も助言も相談もなし、このあたりはどうお考えですか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 令和2年度、今年もそうですが、コロナ等の影響もあり、市民活動全般で、活動がすごく低

迷をしているということがあるため、今後は各団体からのニーズや要望等も踏まえ、いろんな情報を基に各団体をつないでいくという事業に取り組んでいきたいと考えています。

○委員（小野志保） Zoomなどの研修もされたのですよね。Zoomで登録団体からそういった相談などはあったのでしょうか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） Zoom等の講座を実施しましたが、どちらかというところと入門的な講座というところで、Zoomに慣れるであるとか、Zoomの機能を理解するというような研修が中心であり、次の段階へ進んでいくということで、今年度についても引き続きZoom等についてみんなが勉強できるような研修を開催したいと考えています。

○委員（小野志保） 最後に、新規登録が1、退会が26、解散したりとか、お亡くなりになったというのは仕方ないと思うのですが、使っていないから退会をする、このあたりはどうお考えでしょうか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 退会の理由は、いろいろあると思いますが、自分たちの活動を展開するに当たり、協働オフィスを利用するほうが自分たちの活動にプラスになると思われる団体は、オフィスを積極的に活用していると考えています。オフィスの活用までいなくても、自分たちの活動ができているという団体については、やはり少し足が遠のいていっているのかなというふうに考えています。

【国際交流協会運営費】

○委員（藤田豊治） まず1点目は、国際交流協会として、どのような目的で、どのような事業をされたのですか。

2点目は、その成果と課題はどうでしたか。

3点目は、市内には何名の海外の人がおられましたか、この3年間の推移を教えてください。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 国際交流協会は、世界に開かれた多文化共生のまちづくりを進めることを目的に、外国人の生活支援と地域の国際化の推進の、大きく2つの事業を実施しました。

具体的な事業ですが、外国人の生活支援では、夜間及び日曜日の日本語学習事業、各種の生活相談、外国人の防災研修などを実施するとともに、外国人が安心して暮らすため、生活に関するサー

ビスや災害情報等をホームページやフェイスブック、LINE等を通じて多言語で提供しました。

また、地域の国際化に関する事業としては、外国文化等に関する講座、共生のまちづくり講座、地域の子供たちとの多文化交流、ベトナム語、韓国語、中国語などの外国語講座などを実施しています。

次に、事業の成果ですが、外国人が生活や行政の手続等で困ったときなど、国際交流協会に相談窓口を設置したことで、窓口の一本化が図られ、スムーズに対応ができるようになったと考えています。

また、様々な多文化の講座等の実施により、徐々にではありますが、市民の異文化理解や国際理解が進んできているものと考えています。

なお、課題ですが、コロナ禍により、イベントや交流活動の中止が相次いだため、コロナ禍においても支援や各種事業ができるようなオンライン等を活用した情報収集や発信などの仕組みづくりが必要になってくるものと考えています。

次に、市内に居住する外国人数ですが、令和元年度末が1,145人、令和2年度末が1,388人、令和3年度末が1,381人となっています。

○委員（小野志保） 1番、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、どのような生活支援をしましたか。

2番、相談は何件ありましたか。また、何件解決しましたか。解決するために連携した組織、団体はありましたか。

3番、令和2年度に国際交流協会を利用した外国人の方々の人数は、何人でしょうか。

4番、増額分の内訳を教えてください。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 生活支援の具体的な内容としては、生活福祉資金貸付けの手続のための社会福祉協議会の権利擁護担当窓口の紹介、借家を希望されている方への情報提供、アルバイト等の情報提供、入院されている外国人への通訳者の派遣、来日したばかりで生活に困っていた外国人へ国際交流協会会員の有志による食材提供など、外国人の困り事に寄り添った、生活に直結した支援などを行っています。

次に、相談件数等ですが、相談内容としては、日本語学習に関するもの、生活支援に関するもの、コロナ禍の支援金や各種手続に関するものな

ど47件でした。これらの相談については、全て解決したと伺っています。

また、解決に向けては、愛媛県国際交流協会や社会福祉協議会、にいはま日本語の会等との連携を行っています。

次に、国際交流協会を利用した外国人の人数ですが、延べ人数でおよそ3,500人となっています。主な内訳としては、日本語教室の受講者が3,184人、外国人を対象とした防災研修への参加者が229人、生活相談等の相談者が47人、各種講座等への参加者が34人です。

次に、令和2年度の決算額の増額の理由ですが、令和元年8月から本市で雇い入れている国際交流員の人件費に関する費用が、8か月分から令和2年度は12か月分になったことにより、決算額が増額になっています。

○委員（小野志保） 生活支援の中で、貸付けの紹介、あと情報提供というのがあったのですが、権利擁護課に同行するというのをしたのでしょうか。やはり、日本語が満足にいくのはちょっと難しいということで、担当者が、時間がいつもの3倍かかったと。スムーズに支援するために、国際交流協会というのがあるのですから、こういった関係機関と一緒に同行をしたのでしょうか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 窓口の紹介という話は伺っています。同行されたかどうかまでは確認はできていませんが、通訳等が必要な場合には、協会から手配することが可能であるため、そういう相談には協会としては対応できていると考えています。

○委員（小野志保） 何件ぐらいの、何名の方に通訳を手配されたのでしょうか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 具体的な数は、把握できていません。

午後 3時50分散会

